

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県吉川市大字三輪野江2393番地

氏 名 有限会社丸新

代表取締役 今野 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年6月13日

許可の有効年月日 令和9年2月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離及び油水分離・搾油による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理によるもの

廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 油水分離・搾油による中間処理によるもの

(7) 廃油, (i) 動植物性残さ

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の受入及び処理に当たっては、処理施設及び脱臭装置の維持管理を徹底することにより、敷地境界における臭気指数を1.4以下とすること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成24年2月28日 新規許可

令和4年6月13日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の川に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
油水分離施設 (原油加熱タンク) (施行令第7条第4号) (平成23年2月17日, 第22-1-384号)	廃油 50.0m ³ /日 (2.08m ³ /時×24時間) (平成23年11月21日)	1	千葉県野田市 西三ヶ尾 字古和清水 156番2, 157番, 157番2, 165番1, 165番2, 229番1, 229番2, 230番1, 230番2, 231番1, 233番17, 上三ヶ尾字宮前 227番3
油水分離施設 (フィルタープレス供給タンク) (施行令第7条第4号) (平成23年2月17日, 第22-1-385号)	廃油 50.0m ³ /日 (2.08m ³ /時×24時間) (平成23年11月21日)	1	
油水分離施設(クッカー) (施行令第7条第4号) (平成23年2月17日, 第22-1-386号)	廃油 22.4m ³ /日 (0.93m ³ /時×24時間) 動植物性残さ 22.4m ³ /日 (0.93m ³ /時×24時間) (平成23年11月21日)	1	
固液分離(搾油)施設 (ストレーナーSC)	廃油 14.3t/日 (0.60t/時×24時間) 動植物性残さ 14.3t/日 (0.60t/時×24時間) (平成23年11月21日)	1	
固液分離(搾油)施設 (デカンタ)	廃油 10.6t/日 (0.44t/時×24時間) 動植物性残さ 10.6t/日 (0.44t/時×24時間) (平成23年11月21日)	1	
固液分離(搾油)施設 (エキスペラ)	廃油 5.1t/日 (0.21t/時×24時間) 動植物性残さ 5.1t/日 (0.21t/時×24時間) (平成23年11月21日)	1	
固液分離(搾油)施設 (フィルタープレス)	廃油 16.4t/日 (2.05t/時×8時間) (平成23年11月21日)	1	
廃油・動植物性残さ保管施設 (植物性廃油)	4.8m ³ (ドラム缶)	1	
廃油・動植物性残さ保管施設 (動物性廃油)	3.0m ³ (ドラム缶)	1	
処理後物(油)保管タンク	50m ³	3	
処理後物(油粕)保管施設	2.4m ³ (ドラム缶)	1	

(以下余白)